

令和6年8月23日

照会者名 行政書士法人第一総合事務所  
社員行政書士 渡邊 直斗 殿

出入国在留管理庁参事官(法規)

令和6年7月24日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令(条項)の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

(※ 回答しない場合は、その旨を記載する。)

2 理由(見解及び根拠)

(1) 出入国管理及び難民認定法第19条第2項について

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第19条第2項は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、現に有する在留資格の活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる旨規定しているところ、実際に許可するか否かについては、個別具体の事案に即して総合的に判断して決すべきことであって、一般的・抽象的に回答することは困難である。

(2) 出入国管理及び難民認定法第20条第3項について

法第20条第3項は、在留資格の変更の申請があった場合には、在留資格の変更を相当と認めるに足りる相当な理由があるときに限り、これを許可することができる旨規定しているところ、実際に許可するか否かについては、個別具体の事案に即して総合的に判断して決すべきことであって、一般的・抽象的に回答することは困難である。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。